

第3編 津波災害対策編

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	計画の構成	1
第3節	基本理念	1
第4節	市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1
第5節	本市の特質と既往の津波災害	2
第6節	津波浸水想定調査における地域の危険性	3

第2章 津波災害予防計画

第1節	防災知識の普及	9
第2節	市民及び事業者等のとるべき措置	12
第3節	自主防災組織の育成	16
第4節	防災ボランティアの活動環境の整備	16
第5節	防災訓練の充実	17
第6節	防災体制の整備	19
第7節	通信施設災害予防	19
第8節	火災予防対策	19
第9節	水害予防	20
第10節	避難体制の整備	22
第11節	要配慮者の安全確保	26
第12節	緊急輸送体制の整備	27
第13節	医療体制の整備	27
第14節	健康管理活動体制の整備	27
第15節	こころのケア体制の整備	27
第16節	食料及び生活必需品の確保対策	27
第17節	積雪・寒冷対策	27
第18節	建築物等災害予防	28
第19節	公共施設災害予防	30

第3章 津波災害応急対策計画

第1節	初動体制の確立	35
第2節	津波警報・注意報の発令	36
第3節	災害情報の収集と伝達	48
第4節	通信手段の確保	48
第5節	県消防防災ヘリコプターの活用	48
第6節	災害広報	48
第7節	消防活動	48
第8節	自衛隊の災害派遣要請	48
第9節	避難誘導等	48

第10節	要配慮者の安全確保	49
第11節	災害医療及び救急医療	49
第12節	健康管理活動	49
第13節	救助・救急活動	49
第14節	水防活動	50
第15節	災害救助法の適用	51
第16節	交通確保対策	51
第17節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	51
第18節	危険物の応急対策	51
第19節	ライフライン施設の応急対策	51
第20節	公共土木施設等の応急対策	51
第21節	給水活動	51
第22節	食料の供給	52
第23節	生活必需品の供給	52
第24節	障害物の除去	52
第25節	輸送手段の確保	52
第26節	こころのケア活動	52
第27節	防疫、保健衛生活動	52
第28節	ボランティア活動の支援	52
第29節	し尿、生活ごみ、がれき等の処理	52
第30節	住宅の応急対策	53
第31節	文教対策	53
第4章 復旧・復興計画		
第1節	公共施設災害の復旧	53
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	53
第3節	被災者への融資、支給	53
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	53
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	53
第6節	復興計画	53
第5章 複合災害対策		
第1節	基本方針	55
第2節	災害予防対策	55
第3節	災害応急対策	55
第4節	災害復旧対策	55

第1章 総則

第1章 総則

節	細節	ページ
第1節 目的		1
第2節 計画の構成	※一般災害対策編参照	1
第3節 基本理念	※一般災害対策編参照	1
第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	※一般災害対策編参照	1
第5節 本市の特質と既往の地震災害		2
第6節 津波浸水想定調査における地域の危険性	1 想定される津波の適切な設定 2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方 3 津波浸水想定調査 4 津波災害に備える対策	3 3 3 7

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、津波災害から、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の構成

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第2節 計画の構成＞参照

第3節 基本理念

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第3節 基本理念＞参照

第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

＜第1編 一般災害対策編 第1章 総則 第4節 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱＞参照

第5節 本市の特質と既往の津波災害

過去の文献調査によると、石川県内に津波被害をもたらした地震は、昭和58年（1983年）の秋田県沖地震（M6.6）や昭和39年（1964年）の新潟県沖地震などがある。

また、平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震による甚大な被害状況を踏まえた防災対策の抜本的課題等を受け、最大クラスの津波を想定した津波対策の充実・強化を図っていく必要がある。

第6節 津波浸水想定調査における地域の危険性

1 想定される津波の適切な設定

国、県及び市は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

3 津波浸水想定調査

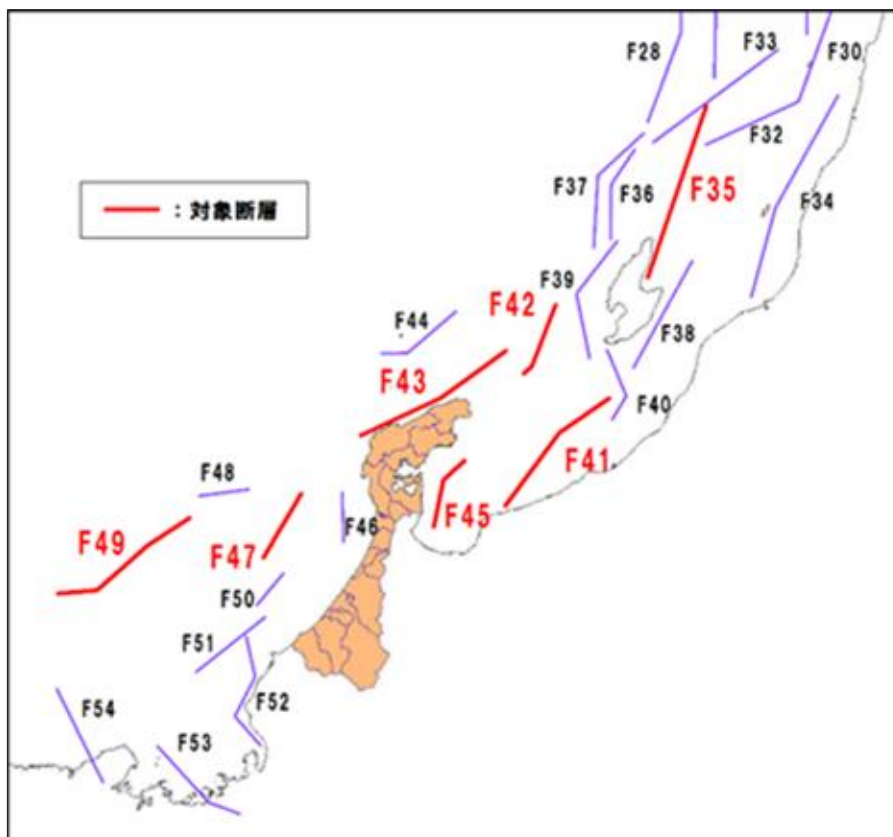
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

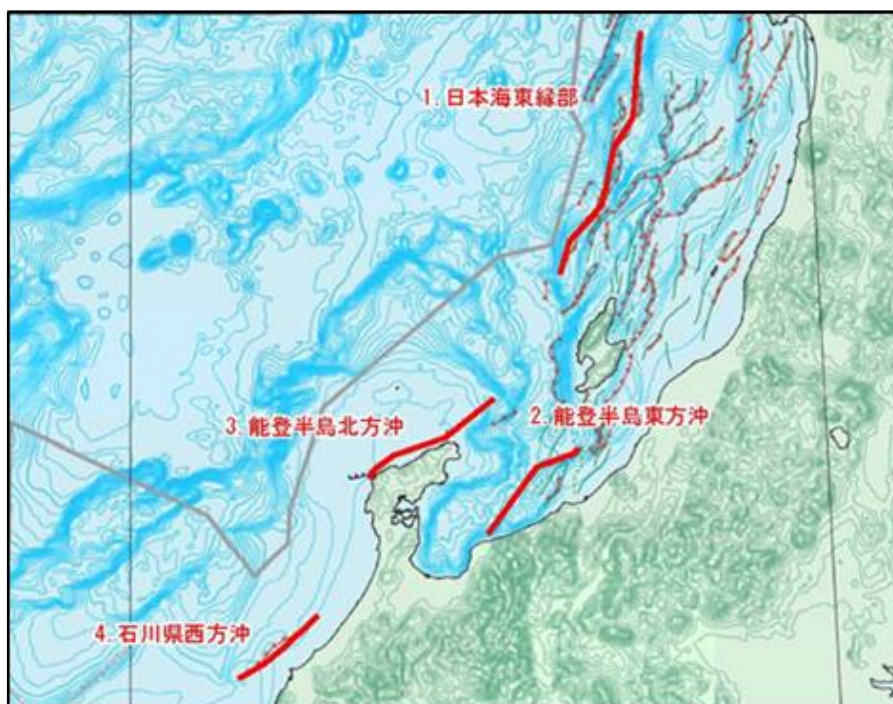
(1) 想定した津波

ア 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



<参考>平成23年度津波浸水想定断層位置図



イ 断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.1	19.2	4.59
F41	7.60	85.6	22.7	4.66
F42	7.28	55.8	17.7	3.10
F43	7.57	94.2	19.7	4.50
F45	7.18	42.6	18.3	2.77
F47	7.12	42.5	15.8	2.59
F49	7.39	87.3	14.5	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

<参考>平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.32	4.62

(2) 津波浸水想定結果の概要

ア かほく市の浸水面積 (km²)

市町名	平成28年度			(参考)平成23年度			増減		
	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計
かほく市	-	1.92	1.92	-	0.51	0.51	-	1.41	1.41

イ かほく市の最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

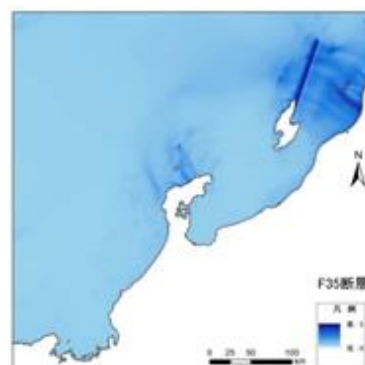
市町名	最大津波高 (m)			最大津波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
かほく市	3.8	4.2	▲ 0.4	25	21

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

ウ 断層ごとの津波シミュレーションの概要

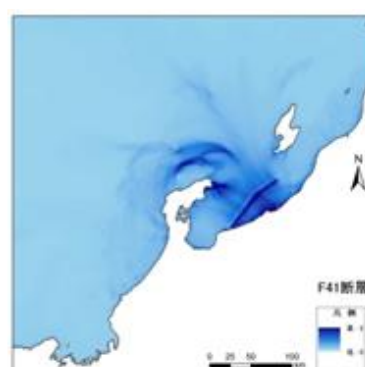
【F 3 5】

- ・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



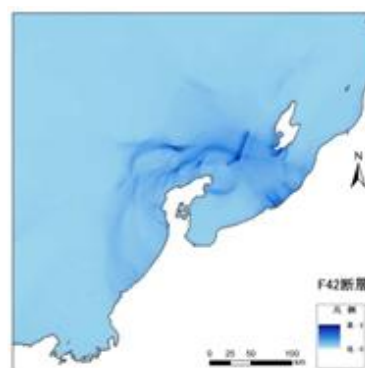
【F 4 1】

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



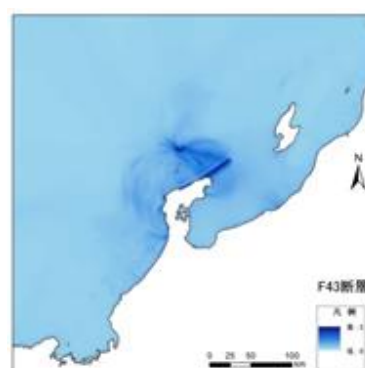
【F 4 2】

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。



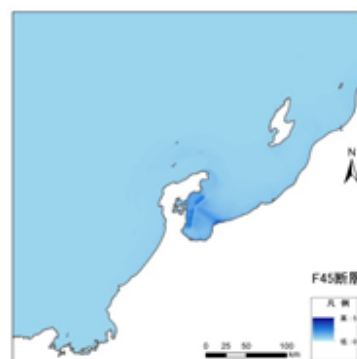
【F 4 3】

- ・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- ・加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）



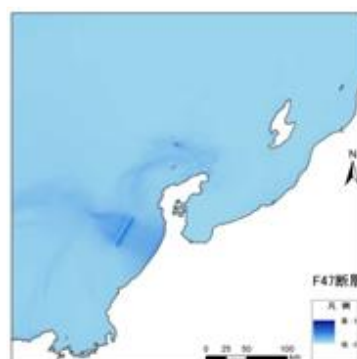
【F45】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。



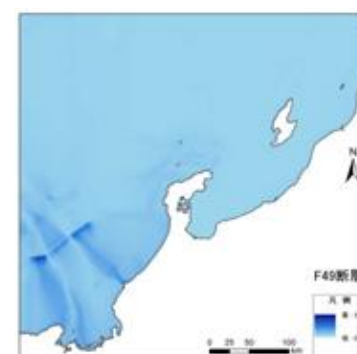
【F47】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



【F49】

- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。



4 津波災害に備える対策

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、市及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、市民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

第2章 津波災害予防計画

第2章 津波災害予防計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 防災知識の普及	1 津波ハザードマップの作成、周知	防災環境対策課、学校教育課、消防署	9
	2 職員に対する防災教育		9
	3 学校教育における防災教育		10
	4 市民に対する防災知識の普及		10
	5 防災相談及び意識調査		11
	6 災害教訓の伝承		11
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	1 市民のとるべき措置	防災環境対策課、消防署	12
	2 事業者等のとるべき措置		14
	3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進		15
第3節 自主防災組織の育成	※一般災害対策編参照		16
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	※一般災害対策編参照		16
第5節 防災訓練の充実	1 防災訓練の実施	全部局	17
	2 事業所等の防災訓練の充実		18
	3 市民・自主防災組織の防災訓練の充実		18
第6節 防災体制の整備	※一般災害対策編参照		19
第7節 通信施設災害予防	※一般災害対策編参照		19
第8節 火災予防対策	※一般災害対策編参照		19
第9節 水害予防	1 水防計画に基づく危険区域の監視	防災環境対策課、都市建設課、産業振興課、消防署	20
	2 水防資機材の点検配備		20
	3 水防作業人員の確保		20
	4 雨量及び水位情報の公表		20
	5 避難準備措置の確立		20
	6 地下空間の浸水対策		21
	7 水防施設等の安全対策		21

節	細節	担当課	ページ
第10節 避難体制の整備	1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定	健康福祉課、長寿介護課、防災環境対策課、学校教育課	22
	2 津波避難ビルの指定等		24
	3 二次避難支援体制の整備		24
	4 交通規制への協力		25
	5 避難誘導標識等の設置		25
	6 避難誘導體制		25
	7 避難所運営マニュアルの作成		26
第11節 要配慮者の安全確保	※一般災害対策編参照		26
第12節 緊急輸送体制の整備	※一般災害対策編参照		27
第13節 医療体制の整備	※一般災害対策編参照		27
第14節 健康管理活動体制の整備	※一般災害対策編参照		27
第15節 こころのケア体制の整備	※一般災害対策編参照		27
第16節 食料及び生活必需品の確保対策	※一般災害対策編参照		27
第17節 積雪・寒冷対策	※地震災害対策編参照		27
第18節 建築物等災害予防	1 防災上重要な公共建築物の災害予防	防災環境対策課、都市建設課	28
	2 一般建築物の災害予防		28
	3 文化財災害予防		28
	4 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策		29
	5 家具等転倒防止対策		29
第19節 公共施設災害予防	1 道路施設整備対策	都市建設課、産業振興課、上下水道課	30
	2 海岸、河川の整備対策		31
	3 公園、緑地等の整備対策		31
	4 上水道、下水道の整備対策		32
	5 農地、農業用施設整備対策		34
	6 一般廃棄物処理施設整備対策		34

第1節 防災知識の普及

津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い市民の育成を行う。

なお、市は、防災関係機関と連携し、市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

1 津波ハザードマップの作成、周知

市は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

2 職員に対する防災教育

消防本部及び防災環境対策課は、津波発生時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現場調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 本計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関連法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域住民との連携を図り、実践的な防火訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波てんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の避難の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ 地域の地震・津波災害等の危険度
 - キ その他津波災害対策に必要な事項

4 市民に対する防災知識の普及

市は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民に対してわかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- (1) 普及の方法
 - ア 生涯学習教育を通じての普及
教育内容の中に防災関連の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。
 - イ 広報媒体などによる普及
 - (ア) ラジオ、市ホームページ、メール、ケーブルテレビ等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル、ハザードマップ等の印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
 - (オ) 広報車の巡回による普及
 - (カ) 図画、作文等の募集による普及

- (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
 - (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
 - (ケ) 津波ハザードマップの活用による普及
 - (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
 - (カ) 避難看板の設置による普及
 - (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 本計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 津波警報や避難指示（緊急）等の意味と内容
- エ 市民及び事業所のとるべき措置（別表参照）
- オ 自主防災組織の活動
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他津波災害対策に必要な事項

5 防災相談及び意識調査

市は、その所管する事項について、市民の津波対策の相談に積極的に応ずるとともに、防災意識を把握するため、市民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

6 災害教訓の伝承

- (1) 市は、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

1 市民のとるべき措置

(1) 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	○日ごろから出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の保管場所への注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○消火用具を準備する。 ・消火器等を備え、日ごろから点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○住宅の耐震性を確認する。 ・柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○ブロック塀等の点検補修をする。 ・ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○食料や非常持ち出し品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品類 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等
	○家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの方針 ・「津波てんでんこ」の理解と確認
	○ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
	○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○地域等の防災訓練に積極的に参加し、津波発生時の行動力を身につける。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

(2) 地震を感じたときや津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

<p>一般用</p> <p>津波発生時の心得</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。 ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などの安全な場所に避難する。 ○避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
<p>船舶用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

2 事業者等のとるべき措置

- (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

平常時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災体制の確立を図る。 ○情報の収集伝達方法の確認しておく。 ○事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○防火用品等の備蓄をしておく。 ○出火防止対策を講ずる。 ○従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○従業員、顧客及び周辺市民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○責任者の不在時についても考慮する。 ○防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
---------------	---

- (2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

津波発生時の心得	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確津に伝達する。 ○顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。
----------	---

3 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

<第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織の育成>参照

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

<第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災ボランティアの活動環境の整備>参照

第5節 防災訓練の充実

市は、防災関係機関と連携し、災害予防の万全を期するため、単独又は県主催の訓練に参加して、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画を立て、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、特に自主防災組織や市民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの市民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

1 防災訓練の実施

市は、防災関係機関及び事業所等と連携し、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、津波災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他津波災害対策事務又は業務の迅速、的確な処理

(2) 実施訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策について、これを実地に行う。

ア 水防訓練

関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

イ 消防訓練

かほく市消防本部消防署及び高松分署にあつては随時、各消防団にあつては年2回以上行うことになっており、実施の時期及び対象等については各消防機関において決定することとなっている。

ウ 避難救助訓練

水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

エ 非常招集訓練

津波災害発生を想定し、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

オ 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

カ その他の訓練

県並びに他の市町が行う訓練と併せ、各種応急対策に即応して訓練を実施する。

訓練種目	場所	参加対象
水防訓練	市内河川	消（水）防団員（県主催の水防訓練（6月）、市主催の防災訓練に消（水）防団員が参加）
消防訓練	本市全域	消防団員、かほく市消防本部
避難訓練	本市全域	従業員 50 人以上の事務所
通信訓練	本市全域	かほく市、関係各団体
非常招集訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団員
災害救助訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団、かほく市消防本部
総合防災訓練	本市全域	かほく市、消（水）防団、かほく市消防本部、市民、各学校、各自主防災組織、その他各関係団体

2 事業所等の防災訓練の充実

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年 1 回以上実施する。

- (1) 災害情報等の通信訓練
- (2) 災害応急対策従事者の動員訓練
- (3) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

3 市民・自主防災組織の防災訓練の充実

- (1) 大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため市は、市民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を習得しておくよう普及・啓発を図る。

- (2) 自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、市は訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施するとともに、市が実施する防災訓練への積極的な参加を促す。

第6節 防災体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 防災体制の整備＞参照

第7節 通信施設災害予防

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 通信施設災害予防＞参照

第8節 火災予防対策

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 消防力の充実、強化＞参照

第9節 水害予防

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除）の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、かほく市水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

1 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者（市長）は、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、地域防災計画等にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者（市長）は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

2 水防資機材の点検配備

水防管理者（市長）は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

3 水防作業人員の確保

水防管理者（市長）は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川について水防警報が発せられたときは、かほく市水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

水防管理者（市長）は、津波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

4 雨量及び水位情報の公表

県は、雨量及び県の管理する河川における水位を、「石川県河川総合情報システム」により常時観測し、インターネット等で公表する。水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前であっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

5 避難準備措置の確立

市長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、市長が行う避難勧告若しくは指示（緊急）又は「屋内安全確保」の指示の判断を支援するため、市長にその通知に係る情報提供をする。

6 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、地下街、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

7 水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

また、市は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

第10節 避難体制の整備

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、市民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町会・区及び自主防災組織等を通じて市民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定

市は、津波発生時に市民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、町会・区、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。〈避難場所は資料編6-1参照〉

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

エ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の

耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で市民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

オ 指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと。

(2) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制の整備に努めること。

キ 防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。

ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。

コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 避難路

市は、次の事項に留意し、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震に揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

エ 浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

(4) 避難勧告・指示（緊急）等の判断基準の策定等

ア 市長は、避難指示（緊急）の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難指示（緊急）の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市は、首長不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規程を整備する。

市長不在時の代理者 第1順位 副市長 第2順位 市民生活部長

イ 市は、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

2 津波避難ビルの指定等

市は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は一般の避難所では健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、県の二次避難支援の指針を踏まえ、関係団体との連携により、要配慮者の一般の避難所から福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制への協力

市は、津波発生時の市民等の円滑な避難のため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、警察の行う交通規制に協力し交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるように表示するなど、市民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町会・区及び自主防災組織等を通じて市民等にわかりやすく示すよう留意する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識等や、外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯の設置に努める。

6 避難誘導體制

(1) 市の体制

ア 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示（緊急）の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・避難所、津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 市は、消防団職員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

オ 高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

カ 市は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

保育所、幼稚園、市教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画をあらかじめ策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市及びPTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業所等の安全確保

市は、病院、社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者に対して、あらかじめ設備等の定期確認や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期するよう指導する。

7 避難所運営マニュアルの作成

市は避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とし、避難所運営マニュアルを作成する。

第11節 要配慮者の安全確保

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第13節 要配慮者の安全確保＞

参照

第12節 緊急輸送体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第14節 緊急輸送体制の整備＞参照

第13節 医療体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第15節 医療体制の整備＞参照

第14節 健康管理活動体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第16節 健康管理活動体制の整備＞参照

第15節 こころのケア体制の整備

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第17節 こころのケア体制の整備＞参照

第16節 食料及び生活必需品の確保対策

＜第1編 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第18節 食料及び生活必需品の確保対策＞参照

第17節 積雪・寒冷対策

＜第2編 地震災害対策編 第2章 地震災害予防計画 第17節 積雪・寒冷対策＞参照

第18節 建築物等災害予防

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波に多様な要素が複雑に絡みあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。このため、津波に強いまちづくりを行うにあたって、市は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めることとし、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

1 防災上重要な公共建築物の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等について、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

2 一般建築物の災害予防

市及び施設管理者は、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

3 文化財災害予防

- (1) 美術工芸品等予防対策

市は、美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

- (2) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 津波対策

市教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

ウ 民間団体との連携

市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

4 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導を行う。

5 家具等転倒防止対策

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、日ごろから市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及、啓発を行う。

第19節 公共施設災害予防

道路、海岸、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。

このため市は、津波に強いまちづくりを行うにあたり、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

1 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、市は、国、県と連携しながら代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図る。

(1) 道路の整備

市は、県等の関係機関と連携し、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

また、地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮する。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

2 海岸、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進める。

(1) 海岸の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図る。

イ 緊急物資の集積及び市民の避難等のための広場等を整備する。

(2) 河川の整備

津波発生時においては、堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

3 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため市は、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

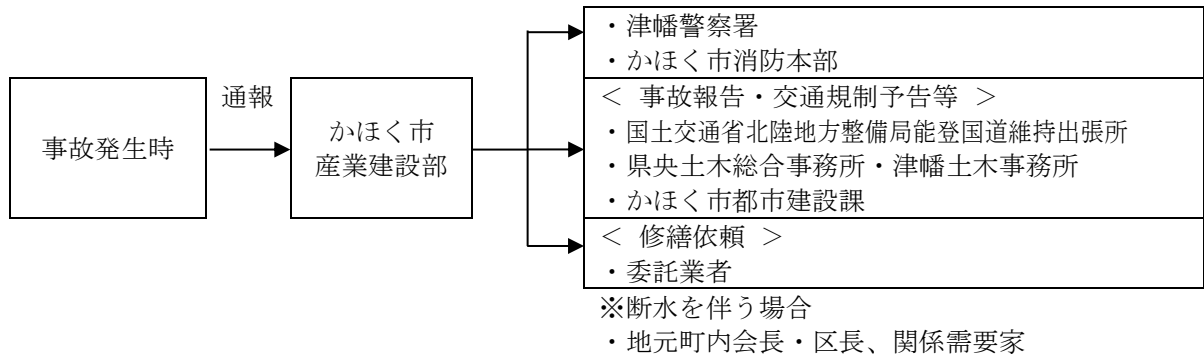
4 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

市は、上水道施設の整備を通して地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

上水道の緊急連絡体制



ア 体制の確立

市は、断水等水道被害に即応するため、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

市は、連絡体制を整えておく。

この場合、近隣市町への連絡以外に、(一社)日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

ウ 飲料水の確保

津波災害時においても飲料水を確保するため、市は平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等を確保する。

(ウ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、ポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備(備蓄)するとともに、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備を行う。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(エ) 自主防災組織及び市民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

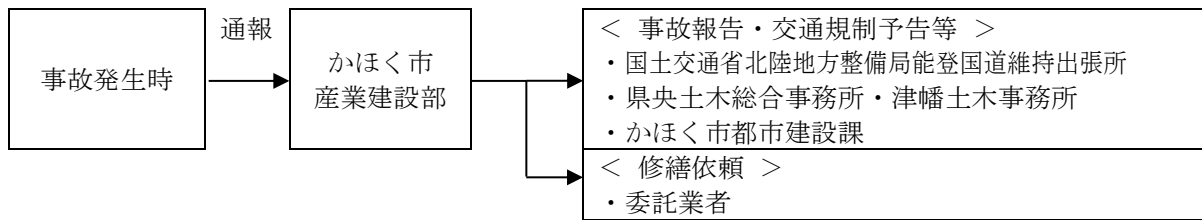
(2) 下水道の整備

市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市は、下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の確保に努める。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、「下水道施設の耐震対策指針と解説（(公社)日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル（(公社)日本下水道協会）」の基準に従い、耐津波性能の確保に努める。

下水道の緊急連絡体制



ア 施設の整備

(ア) 管渠

主要な管路等を重点に、優先度の高いものから補強、整備する。

また、新たに下水管渠を敷設する場合は、地盤条件等を総合的に検討して計画する。

なお、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、埋戻し土の液状化対策を実施するとともに、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

(イ) ポンプ場、終末処理場

ポンプ場、終末処理場については、一定の処理機能を確保できるよう耐震性の強化を図る。

イ 安全の確保

(ア) 体制面の強化

a 日ごろから設備の巡視、点検を行い安全を確保する。

b 日ごろから災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

a 初動時の要員確保

b 非常招集方法

c 応援要請方法

d 広報体制等

ウ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

市は、上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者幹旋体制の確保に努める。

5 農地、農業用施設整備対策

農地及びため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、市は、これらの施設の管理者に対して、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修または整備に努めるよう要請する。

6 一般廃棄物処理施設整備対策

市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第3章 津波災害応急対策計画

第3章 津波災害応急対策計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 初動体制の確立	1 配備体制	全部局	35
	2 災害対策本部の設置場所		35
	3 自家発電装置の稼働		35
第2節 津波警報・注意報の発令	1 警報・注意報等の種類、発表基準等	全部局	36
	2 地震及び津波警報等発表の流れ		41
	3 津波に関する予報の伝達		42
	4 津波災害発生直前の対策		44
	5 津波に係る現場情報		45
	6 水防法に定める水防警報		46
第3節 災害情報の収集と伝達	※一般災害対策編参照		47
第4節 通信手段の確保	※一般災害対策編参照		47
第5節 県消防防災ヘリコプターの活用	※一般災害対策編参照		47
第6節 災害広報	※一般災害対策編参照		47
第7節 消防活動	※地震災害対策編参照		47
第8節 自衛隊の災害派遣要請	※一般災害対策編参照		47
第9節 避難誘導等	※地震災害対策編参照		47
第10節 要配慮者の安全確保	※一般災害対策編参照		48
第11節 災害医療及び救急医療	※一般災害対策編参照		48
第12節 健康管理活動	※一般災害対策編参照		48
第13節 救助・救急活動	※地震災害対策編参照		48
第14節 水防活動	1 監視、警戒活動	都市建設課、消防署	49
	2 応急復旧		49
第15節 災害救助法の適用	※一般災害対策編参照		50
第16節 交通確保対策	※一般災害対策編参照		50
第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	※一般災害対策編参照		50
第18節 危険物の応急対策	※地震災害対策編参照		50
第19節 ライフライン施設の応急対策	※一般災害対策編参照		50
第20節 公共土木施設等の応急対策	※一般災害対策編参照		50

節	細節	担当課	ページ
第21節	給水活動	※一般災害対策編参照	50
第22節	食料の供給	※一般災害対策編参照	51
第23節	生活必需品の供給	※一般災害対策編参照	51
第24節	障害物の除去	※一般災害対策編参照	51
第25節	輸送手段の確保	※一般災害対策編参照	51
第26節	こころのケア活動	※一般災害対策編参照	51
第27節	防疫、保健衛生活動	※一般災害対策編参照	51
第28節	ボランティア活動の 支援	※一般災害対策編参照	51
第29節	し尿、生活ごみ、がれ き等の処理	※一般災害対策編参照	51
第30節	住宅の応急対策	※地震災害対策編参照	52
第31節	文教対策	※一般災害対策編参照	52

第1節 初動体制の確立

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、広域応援体制を確立する。

具体的な計画については、＜第1編一般災害対策編第3章第1節「初動体制の確立」＞に準ずる。

1 配備体制

津波発生時の配備体制については以下のとおりである。

配備体制及びその基準等

配備体制		基準	動員対象職員
災害対策本部設置前	注意配備体制 情報収集、連絡活動を円滑に行える体制	・市域に津波注意報が発表されたとき。	・災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行い得る体制 (主な災害応急対策関係職員)
	警戒配備体制 災害対策本部の設置に備える体制	・市域に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。	・上記の配備を強化し、災害対策本部の設置に備える体制 (主な災害応急対策関係職員)
災害対策本部体制		<ul style="list-style-type: none"> ・市域に津波災害が発生し又は津波災害が発生するおそれがあるとき。 ・市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 ・市域に津波災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき。 	・全職員（自主登庁）

2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、301、302会議室とする。

3 自家発電装置の稼働

津波等により一般電源が寸断された場合、市役所本庁舎においては自家発電装置が自動的に稼働を開始する。連続稼働時間は2日間となっている。

第2節 津波警報・注意報の発令

市は、大津波警報・津波警報・注意報の発表時又は津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

1 警報・注意報等の種類、発表基準等

市は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。 (高い)
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続する

ことや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。またこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局部的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

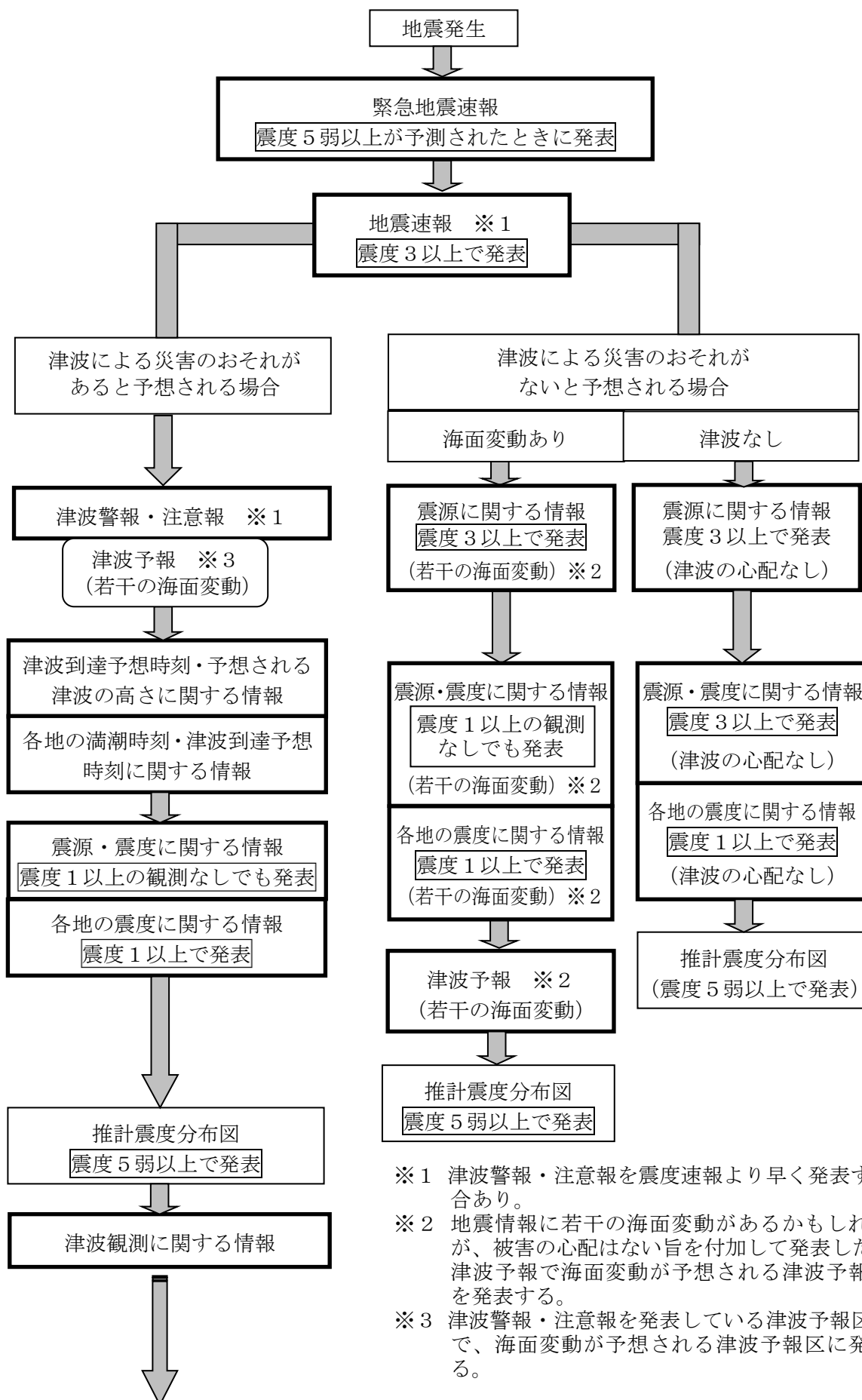
(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

2 地震及び津波警報等発表の流れ

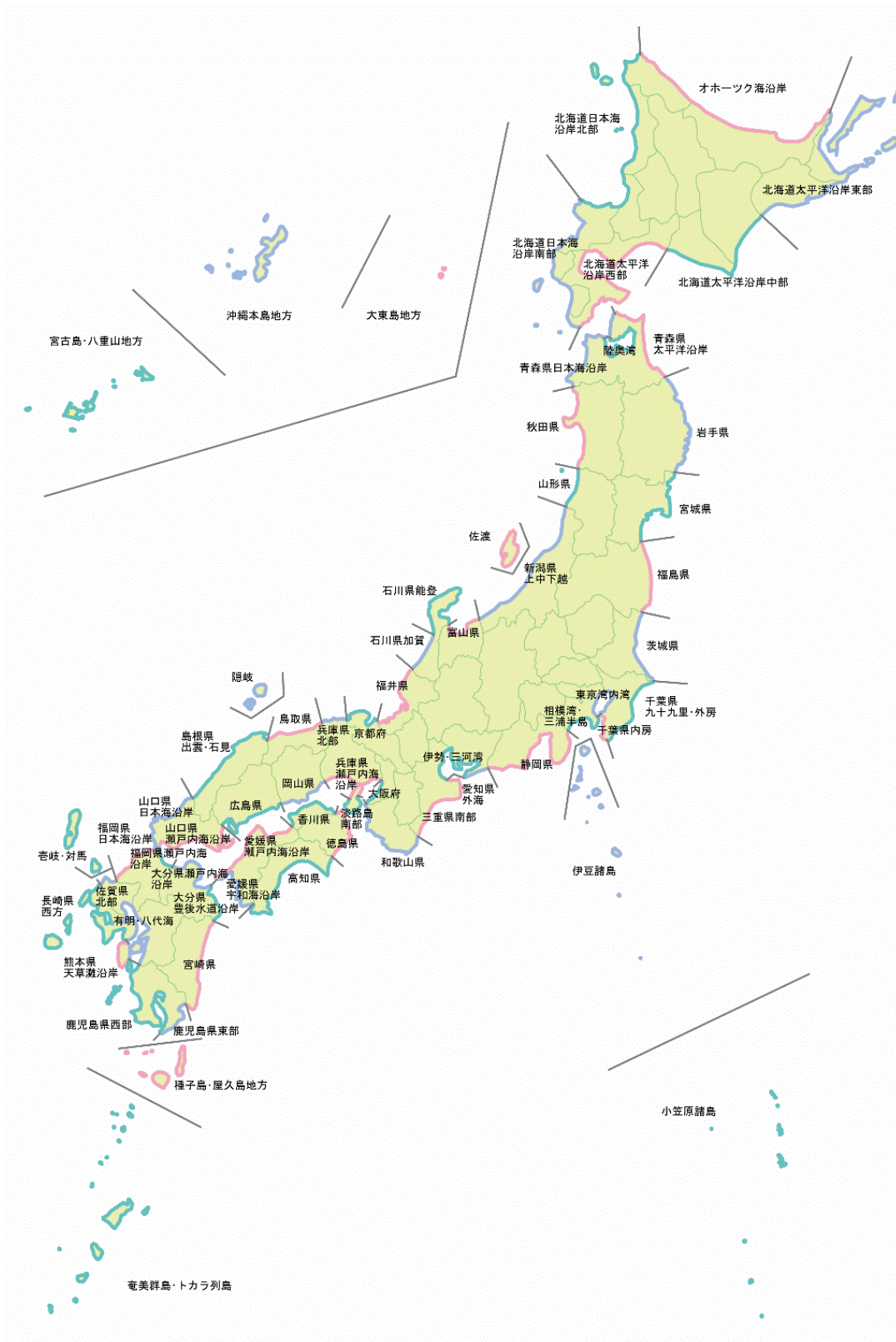


- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

3 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

ア 津波予報区図



イ 石川県における予報区

津波予報区の名称	区 域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る

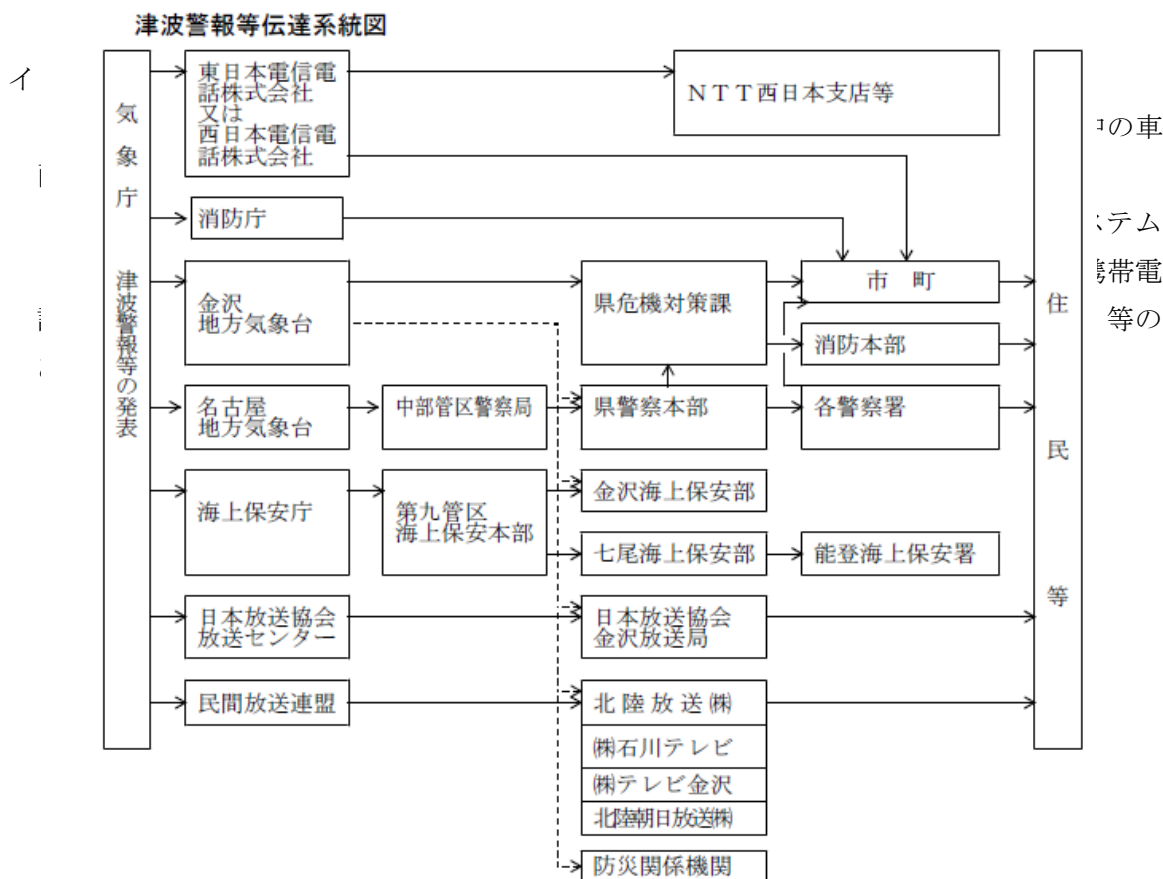
(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡
 石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

気象警報等伝達系統図



4 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報、津波警報、避難勧告等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、大津波警報、津波警報・注意報が発表された場合又は津波により浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示（緊急）を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

<避難の具体的な実施方法等は、第1編一般災害対策編第3章第10節「避難誘導」参照>

一般	<ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ安全な場所に避難する。 ○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所へ避難する。 ○避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。
船舶	<ul style="list-style-type: none"> ○強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）避難を行う。 ○地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。 ○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆる

	<p>めない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>
--	---

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水（消）防団を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

ウ 市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

(4) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

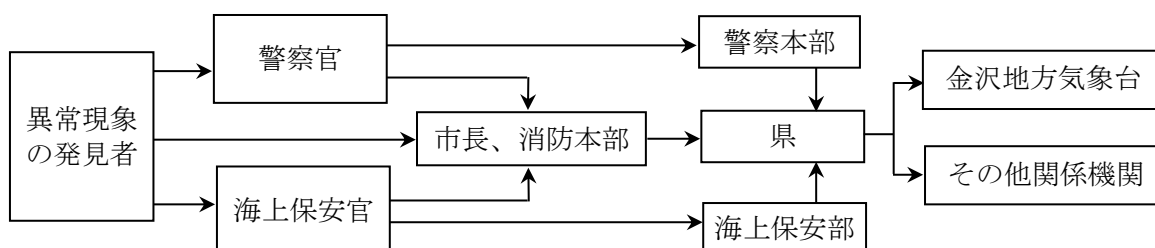
ア 津波浸水想定区域にある海水浴場や観光施設の利用者に対し、海拔や避難場所表示看板を設置し安全な場所への避難誘導を図るほか、防災行政無線、エリアメールや市のメール配信システムによる携帯情報端末への配信、広報車など、複数の手段を用いて迅速な津波情報等の伝達を行う。

イ 釣り客等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発を行う。

5 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察署及び海上保安本部が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台、その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



6 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

知事が指定した河北潟、宇ノ気川については、それぞれ水防警報を行うものとし、津幡土木事務所長が直接これを発表する。

なお、発令区域については、かほく市地域防災計画 一般災害対策編 第2章応急対策計画 第3節「気象予報及び警報等の伝達」4（1）による。

(3) 種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種類	発表基準	内容
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で待機・準備する必要がある旨を警告するもの
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

第3節 災害情報の収集と伝達

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害情報の収集・伝達＞
参照

第4節 通信手段の確保

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節 通信手段の確保＞参照

第5節 県消防防災ヘリコプターの活用

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第6節 県消防防災ヘリコプターの活用＞参照

第6節 災害広報

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第7節 災害広報＞参照

第7節 消防活動

＜第2編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 消防活動＞参照

第8節 自衛隊の災害派遣要請

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第9節 自衛隊の災害派遣要請＞
参照

第9節 避難誘導等

＜第2編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第9節 避難誘導等＞参照

第10節 要配慮者の安全確保

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 要配慮者の安全確保>
参照

第11節 災害医療及び救急医療

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 災害医療及び救急医療>
参照

第12節 健康管理活動

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節 健康管理活動>参照

第13節 救助・救急活動

<第2編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第13節 救助・救急活動>参照

第14節 水防活動

市は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機する。

1 監視、警戒活動

大津波警報、津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤等の操作等を「かほく市水防計画」の定めにより行う。

2 応急復旧

水防計画に基づき、水防管理者（市長）が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第15節 災害救助法の適用

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節 災害救助法の適用＞参照

第16節 交通確保対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節 交通確保対策＞参照

第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬＞参照

第18節 危険物の応急対策

＜第2編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第18節 危険物の応急対策＞参照

第19節 ライフライン施設の応急対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節 ライフライン施設の応急対策＞参照

第20節 公共土木施設等の応急対策

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節 公共土木施設等の応急対策＞参照

第21節 給水活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 給水活動＞参照

第22節 食料の供給

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節 食料の供給＞参照

第23節 生活必需品の供給

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節 生活必需品の供給＞参照

第24節 障害物の除去

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節 障害物の除去＞参照

第25節 輸送手段の確保

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節 輸送手段の確保＞参照

第26節 こころのケア活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節 こころのケア活動＞参照

第27節 防疫、保健衛生活動

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第27節 防疫、保健衛生活動＞参照

第28節 ボランティア活動の支援

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第28節 ボランティア活動の支援＞参照

第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理

＜第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第29節 し尿、生活ごみ、がれき等の処理＞参照

第30節 住宅の応急対策

<第2編 地震災害対策編 第3章 地震災害応急対策計画 第30節 住宅の応急対策>
参照

第31節 文教対策

<第1編 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第31節 文教対策>参照

第4章 復旧・復興計画

第4章 復旧・復興計画

節	細節	担当課	ページ
第1節 公共施設災害の復旧	※一般災害対策編参照		53
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	※一般災害対策編参照		53
第3節 被災者への融資、支給	※一般災害対策編参照		53
第4節 被災者の生活確保のための緊急措置	※一般災害対策編参照		53
第5節 災害義援金品の配分	※一般災害対策編参照		53
第6節 復興計画	1 基本方向の決定 2 計画的復興の進め方	全部局	53 54

第1節 公共施設災害の復旧

<第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第1節 公共施設災害の復旧>参照

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

<第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成>参照

第3節 被災者への融資、支給

<第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第3節 被災者への融資、支給>参照

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

<第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第4節 被災者の生活確保のための緊急措置>参照

第5節 災害義援金及び義援物資の配分

<第1編 一般災害対策編 第4章 復旧・復興計画 第5節 災害義援金及び義援物資の配分>参照

第6節 復興計画

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりを進める。

1 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な現状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、市は、特定大規模災害による被害を受けた場合、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

2 計画的復興の進め方

(1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、市は、広域調整や国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 再度の災害防止により快適な生活環境を目指し、市は、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、市民の理解を求めよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。

その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

(6) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に都市計画決定等を要請することができる。県は、市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(7) 市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、県は必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

第5章 複合災害対策

第5章 複合災害対策

節	細節	ページ
第1節 基本方針	※一般災害対策編参照	55
第2節 災害予防対策	※一般災害対策編参照	55
第3節 災害応急対策	※一般災害対策編参照	55
第4節 災害復旧対策	※一般災害対策編参照	55

第1節 基本方針

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第1節 基本方針>参照

第2節 災害予防対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第2節 災害予防対策>参照

第3節 災害応急対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第3節 災害応急対策>参照

第4節 災害復旧対策

<第1編 一般災害対策編 第5章 複合災害対策 第4節 災害復旧対策>参照

